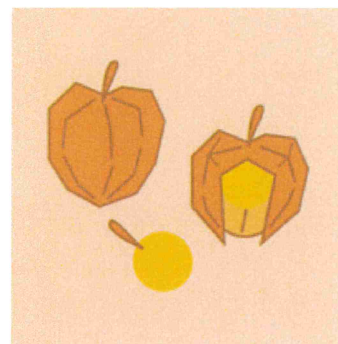


発行元/藤崎社会保険労務士・行政書士事務所

## 藤崎社労士事務所便り

連絡先：〒892-0852  
 鹿児島市下竜尾町 13-13 フジサキビル 2F  
 藤崎社会保険労務士事務所/藤崎行政書士事務所  
 電話：099-811-5895  
 F A X：099-811-5666  
 e-mail：daishin-fujisaki0901@btvm.ne.jp



### 11月は「過労死等防止啓発月間」です

#### ◆過労死等とは

毎年11月は、「過労死等防止啓発月間」です。厚生労働省では、国民への周知・啓発を目的に、各都道府県において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、一般人からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

「過労死等」とは、①業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡、②業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡、③死亡には至らないが、これらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

#### ◆過労死等防止対策推進シンポジウムの実施

47都道府県 48会場（東京は2会場）でシンポジウムを開催し、過労死遺族の方の体験談やメンタルヘルスの専門家等による講演などを行います（無料でどなたでも参加できます）。

また、国民一人ひとりが自身にも関わることで、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

参加申込方法は下記ホームページから申込  
<https://www.mhlw.go.jp/karoshisymposium/>

#### ◆過重労働解消キャンペーン

過労死等につながる過重労働などへの対応として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、全国一斉の無料電話・SNS相談などを行います。

#### ◆ストレスチェック、50人未満の企業でも義務化

厚生労働省は9月30日、ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会に対して中間とりまとめの骨子案を提示し、従業員の精神状態を調べるストレスチェックについて、全ての企業に対しての実施を義務付ける方針を明らかにしました。

これまでストレスチェックは従業員50人以上の企業において年1回の実施が義務化され、従業員50人未満の事業所については従業員のプライバシーの保護の観点から努力義務となっていました。今後は従業員50人未満の事業所も対象となり、全企業で実施が義務化となります。過労がたつとストレスが限界に至り、突然倒れてしまうなどのこともあり得ます。ストレスチェックを使って過労を事前に察知して適切な対策をとりましょう。

